

内子町がんばる子ども応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 スポーツや文化等の様々な分野で活躍する町内の子どもたちを応援し、心身の健全な発達及び各活動の振興を図ることを目的に、全国大会及び国際大会(以下「全国大会等」という。)に出場する子どもに対して、応援金を交付する。

(対象者)

第2条 応援金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の応援金・補助金等の交付を受けている場合は除く。

- (1) 町内に住所を有する未就学児・小学生・中学生・高校生
- (2) 町内の小学校・中学校・高等学校に所属する団体

(対象大会)

第3条 応援金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益財団法人等が主催又は共催する全国規模の大会で、県大会等の予選(推薦)を経て出場・参加する大会
- (2) 国内の予選(推薦)を経て出場・参加する国際大会
- (3) その他、教育長が適当と認める大会

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

区 分	個 人	団 体
全国大会	10,000 円	100,000 円以内
国際大会	30,000 円	300,000 円以内

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた場合は、応援金の額を増額又は減額することができる。

(交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、全国大会等に出場する前に教育長に提出しなければならない。

- (1) 予選会の要項及び結果を証する書類
- (2) 全国大会等の要項及び出場を証する書類
- (3) その他、教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 前条の規定により応援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、応援金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、応援金を交

付する。

(結果報告)

第7条 応援金の交付を受けた者は、全国大会等の終了後、速やかに結果報告書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 教育長は、虚偽その他不正な方法により交付決定を受けたことが明らかとなった場合又は交付決定を受けた後、対象者が全国大会等に出場しなかった場合は、当該交付決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した応援金の返還を命ずることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。